

開発協力適正会議

第58回会議録

令和3年8月31日（火）

外務省 8階893会議室（オンライン開催）

《議題》

1 プロジェクト型の新規採択調査案件

- (1) ソロモン「キルフィ病院整備計画」（無償）
- (2) フィリピン「国営放送局地上デジタル放送網整備事業」（有償）
- (3) ガーナ「稲種子生産向上計画」（無償）
- (4) ケニア「ケニア中央医学研究所研究機能強化計画」（無償）

2 個別案件に限らない問（人材育成奨学計画（JDS））

3 事務局からの連絡

午後 3 時 0 0 分開会

- 弓削座長 皆様、こんにちは、第 5 8 回「開発協力適正会議」を始めさせていただきます。前回、第 5 7 回会議にて委員の皆様から選出いただき、小川前座長からのバトンを引き継ぎ、今日の会合から座長を務めさせていただき弓削昭子でございます。大変不慣れでございますので、皆様の御理解と御協力をいただきながら座長を務めたいと思います。よろしくお願いいたします。

なお、私自身も委員の一人として事前のコメントを提出しておりますし、会議中も議論に参加していきたいと考えておりますので、その点もどうぞよろしくお願いいたします。

今回の適正会議は、緊急事態宣言が発出されていることも踏まえて、過去数回と同様、T e a m s を利用したテレビ会議形式で行います。途中で音割れや途切れることなどがあれば、随時御指摘ください。また、前回同様にテレビ会議形式ではありませんが、一般の方にも議論を傍聴いただけるようにアレンジしております。

1 プロジェクト型の新規採択調査案件

(1) ソロモン「キルフィ病院整備計画」(無償)

- 弓削座長 それでは、プロジェクト型の新規採択案件について議論を始めます。本日は、事務局から提示された新規採択案件であるソロモン、フィリピン、ガーナ、ケニアの 4 件を扱います。

まず、説明者から各案件の外交的意義の説明及び委員のコメントに対する回答を行っていただき、その後、議論を行うことにいたします。なお、委員からのコメントの掲載順については毎回同じ順番にならないよう、私から事務局へ 2 点提案させていただきました。1 つ目は氏名による五十音順を採用すること。2 つ目は案件ごとに一番上になる委員をお一人ずつ繰り上げていくということです。今回からこの順番で掲載されていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最初の案件はソロモン「キルフィ病院整備計画」です。説明者から外交的意義の説明及び委員のコメントに対する回答をお願いいたします。

- 説明者 外務省国際協力局国別開発協力第一課長しております竹端と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

ソロモン諸島キルフィ病院整備計画でございますが、我が国とソロモン諸島は 1 9 7 7 年に我が国が経済協力を開始して以来、これまでソロモンの開発に主要ドナー国として我が国は大きく寄与し、良好な二国間関係を築いております。

また、太平洋島嶼国地域全体につきまして、日本とオーストラリアとを結ぶ縦のシーレーン、インド洋及び南シナ海から太平洋へ抜ける横のシーレーンが交わる地政学的に極めて重要な地域でございます。ソロモンを含む太平洋島嶼国との間で、引き続き良好な関係を維持発展させていくことが極めて重要でございます。

そうした中で、本事業は島嶼国にとって高いニーズのある保健医療体制の強化に資するものであり、二国間関係の発展及び太平洋島嶼国地域との関係強化の観点からも外交的意義があるものと考えております。

それでは、事前に委員の皆様からいただいた御質問に沿って御説明をさせていただきますと思います。JICAのほうからお願いいたします。

- 説明者 それでは、JICAのほうから御説明をさせていただきます。私は大洋州の担当課長をしております塚水尾（タミオ）と申します。よろしくお願いいたします。

委員の方々からいただきました御質問ですけれども、まず、竹原委員からいただきました御質問です。案件概要書3の（1）計画概要の②、期待される開発効果のうち、外来患者数、手術件数等の算出根拠についてお教えくださいという御質問をいただきました。

こちらに関しましては、2019年までの数年間における外来患者の年間増加数を基準としまして、事業完了3年後を試算した数値で出しております。

次に、田辺委員からいただきました御質問です。同国の診療ニーズの観点から、本病院の整備が優先課題として選定された理由を伺いたいという御質問をいただきました。

本件で対象とするキルフィ病院ですけれども、まず、首都のホニアラに国立中央病院、レベル4という同国最高水準の病院でございます。その国立中央病院は地方で発生した重篤の患者の移送先になっておりますが、人口増加に伴って増加する患者の数に対応できていない。この状況を改善するために、ソロモン政府は国立中央病院の能力強化とともにレベル3であるキルフィ病院を含む国立中央病院の患者の転送元となっている地方病院の能力強化が必要であるというような方策を立てております。

国立中央病院の能力強化に関しましては、既にアジア開発銀行（ADB）の支援によって、改修移転を含めたビジネスプランがソロモン政府によって承認されているという状況です。レベル3の転送元となっている地方病院の強化というところに関しましては、今のところ地方病院を支援する開発パートナーはいないということ。それから、過去に日本政府、JICAはソロモンのウェスタン州でギゾ病院整備計画という類似案件を実施していますということで、その実績が認められている。さらに今回対象とするマライタ州はソロモン最大の16万の人口を抱えることから、先方政府による優先事業として本病院が設定されたということを確認しております。

次に、道傳委員からいただきました御質問です。1番目は外務省のほうから説明い

ただけると承知しております。

- 説明者 道傳委員からいただいた御質問の1つ目、外交的意義として、ソロモン諸島は国際場裡での日本の立場を一貫して指示してきていることが挙げられているが、2019年には台湾との関係を絶ち、中国との国交を樹立している。これまで日本の立場への支持は具体的にどのように示され、その背景にはソロモン諸島中央政府としてどのような外交的判断があると考えられるかという御質問をいただいております。

ソロモン諸島は第二次大戦における激戦地の一つでありまして、戦後、日本はオーストラリア、ニュージーランドに次ぐ支援を行ってきております。これに対するソロモン政府、国民の評価は高いものがありまして、特に日本ならではの支援として、質の高いインフラ支援に対する評価が非常に高いと認識しております。このような良好な二国間関係に基づきまして、ソロモン人の船員も働く日本のカツオ・マグロ漁船が長年にわたりソロモン近海での漁を行っているほか、捕鯨漁業分野における国際場裡においても連携を行っております。また、安保理改革についても日本の立場を支持しております。さらに戦没者の遺骨収集事業についても一貫的に協力であります。今後もこのような二国間関係をさらに強化していくため、ソロモン諸島の質の高い成長を支える支援を行っていく考えであります。

- 説明者 それでは、JICAのほうから2つ目を御説明させていただきます。人材育成、新型コロナウイルスの感染拡大でどのような影響を受けるとかというような御質問ですけれども、新型コロナウイルスによる渡航制限を想定しまして、現在JICAで行っている研修、または地域の研修等はリモートで実施しております。JICAのボランティアにつきましても、残念ながら現在コロナの関係で派遣を見合わせている状況ですけれども、2022年度以降の再派遣に向けて検討をしているというところでございます。まだ確定はしておりません。

本案件につきましては、2025年完工ということになっておりまして、新型コロナウイルスの状況を今後見極めていく必要はありますけれども、2025年の完工までに関連するJICAのボランティア等の派遣についても検討を進めていきたいと考えております。

次に、西田委員からの御質問ですが、1番目はまた外務省のほうから回答をいただければと思います。

- 説明者 西田委員からいただきました1つ目の御質問、外交的意義について、ソロモン諸島は2019年9月に中国と国交を樹立するに至りました。その前後において、同国の開発方針に変化があればお知らせください。また、主要援助国、中国及び台湾による同国、または同国の一部地域への経済協力はどのように推移しているか御教示

いただけますかという御質問をいただいております。

ソロモン政府は中国との国交樹立以降も、それまでの2016年から2035年までの自国の国家開発戦略に基づいた開発方針を維持していると承知しておりまして、我が国としましては、引き続き、同志国とも連携し、ソロモンの自立的かつ持続可能な発展を支援していく考えであります。

主要援助国であるオーストラリアについては、ソロモンの総選挙が実施された2018年から2019年の支援額を、その前の年と比べまして36%増加させたことに加えまして、2019年6月にはインフラ支援に10年間コミットをしたと承知しております。

ニュージーランドにつきましては、2021年から2024年の対ソロモン支援予算は、その前の3年間と比べまして16%増加していると承知しております。

中国につきましては、2023年に実施が予定されております地域のスポーツ大会であるパシフィックゲームの競技場の約70%の建設支援を行う予定であるほか、メディアや協会経営委員会等との交流、小規模支援にも積極的であると承知しております。

台湾につきましては、太平洋諸島フォーラム（PIF）を通じた台湾の大学等への奨学金を継続していることに加え、マライタ州政府に対し新型コロナウイルス対策の小規模機材供与を行ったと承知しております。

- 説明者 それでは、JICAから2番目の御質問以降をまた御説明します。まずは、現在の人員体制で十分かというような御質問をいただいております。

こちらに関しましては、ソロモンの保健省は2021の州別の医師、それから、看護師の必要な配置計画というものを策定しておりまして、それに基づいて必要な医療人材の確保に取り組んでおります。

現在、キルフィ病院の人材も増強予定ということになっておりますが、残念ながら新型コロナウイルスの世界的な拡大というようなところで、ソロモンにおいても国境を閉鎖している、またはいろいろと行動制限があったりするということから、現時点では配置予定の医師10名のうち3名がまだ着任していない。または83名の看護師が必要とされていますけれども、6名の看護師がまだ着任できていないというような状況でございます。

今後、協力準備調査で維持管理も含めた必要な人材配置というところについてはしっかりと確認して、このような配置計画に調査結果を踏まえて反映していただくということを予定しておりまして、不足する人材がある場合には、早期の配置を働きかけていきたいと考えています。

それから、3点目、形成中の広域技術協力とはどういったものですかという御質問をいただいております。

現在、こちらの協力に関しまして、フィジーを拠点として、ソロモン諸島を含む大洋州諸国の14か国を協力対象とした技術協力を形成途中ということになっております。この技術協力は、コロナ感染症拡大の対応として、各国が行った活動の地域間の共有、または主要な対策内容に係る研修ですとか、また、さらなる感染症が発生した際に対応できる保健医療システムの強化、また、それに関する人材の育成といったところを促進させることを目的としております。

大洋州の国々は先ほど申し上げたとおり、国内の医療体制が脆弱であることから国境の閉鎖を余儀なくされておりますけれども、やはり国内に産業の少ない島嶼国では国境を閉鎖してしまうと経済的に大きな影響を受けてしまうということから、国境をいかに安全に再開していくかということが重要でありまして、その前提として保健医療システムの強化というのが必要になってくるものです。この案件では、そういったニーズに応えていくということで、キルフィ病院の関連人材の参画というところも将来的には図っていきたいと考えております。

4番目の御質問としまして、日豪協力ということで御指摘いただきました。2016年に発表されました「太平洋における協力のための日豪戦略」に基づきまして、既存の案件でも日豪の連携というのが進んでいる。具体的に申し上げますと、電子海図作成支援プロジェクトというものが今年度から3年の予定で実施される予定になっておりますけれども、こちらはソロモン政府だけではなくて、オーストラリアの水路部、オーストラリアン・ハイドログラフィック・オフィスというところと調整をしながら、ソロモンでの電子海図作成能力の強化・支援というところを行っていく。

また、豪州が長期にわたって支援しているソロモンの財務省に対して、JICAから近く公共投資に関する専門家を派遣するということで、豪州の派遣専門家とかとともに、効率的で効果の高い開発に資する支援を実施していく。また、保健分野においてもオーストラリアと連携して新型コロナウイルス対策ということで、ワクチン供与、または関連支援というところをオーストラリアと実施していくこととなります。

また、豪州連携に関連して2番目ですけれども、その中での保健分野の位置づけというようところで御質問をいただいております。先ほど御指摘いただきました2016年の合意だけでなく、2020年11月には菅首相とオーストラリアのモリソン首相が首脳会談を行っておりまして、その際に保健システムへの支援、または経済支援というところを含めて、新型コロナウイルス感染症に対応するにあたって、大洋州島嶼国との協力を強化するというところで、お互いのコミットメントを確認しております。

また、ソロモンにおいても、このような方針にのっとり、オーストラリアとの連携というところも今後も検討を進めていきたいと考えておりまして、詳細は協力準備調査で確認していきたいと考えています。

それから、松本委員からいただきました御質問が3つあります。1番目が地中埋設

物の処理に関して、先方負担事項とせず、日本が支援する必要があるのではないかと
いう御質問をいただいております。

こちらに関しまして、対象となるキルフィ病院での聞き取り調査の結果、地中埋設
物は今のところは想定されていないと聞いております。ここは協力準備調査で再度、
撤去や移設が必要となる障害物があるかどうかという調査を行う予定です。既存施設
の撤去というところに関しては、難易度をしっかり確認していく。その結果、先方による負担が困難であると想定される場合には、それらを避ける方策の検討を行っていくほか、場合によっては、事業の一部として日本側負担にすることも検討していきたいと考えています。

2番目の御質問として、環境カテゴリはCではなくて、BまたはAというようなところを検討する必要があるのではないかと御質問をいただいております。

カテゴリ分類の時点において、まず1番目としまして移転先の候補である今の病院の隣接地ですけれども、こちらは政府の公用地として新規用地の取得ではありませんので、被自発的な住民移転は発生しません。

それから、2番目、保護区ですとか重要な自然生息域には当たりません。

3番目としましては、既存の病院を移転するものであって、資機材の利用管理、医療廃棄物の処理、必要なバイオセーフティーレベルの確保といった体制は、現状においても講じられていると考えられる。

それから、影響は限られた範囲というところで、環境への望ましくない影響というのは最小限であるということからカテゴリCとさせていただいております。

これに加えて、調査では施設の解体作業、または環境社会配慮が適切に計画されているかどうか、それから、建設予定地における地中埋設物の有無というところは御指摘いただいておりますのでしっかりと確認していきたいと考えております。

それから、3点目ですけれども、病床の増加が患者の増に対するペースとして少ないのではないかと御指摘をいただいております。2019年の実績値としまして、事業完了の3年後、先ほども申し上げた過去の増加のペースから約20%の増加というところを見込んでおります。これに対して病床は17%の増加が見込まれておるわけですが、若干の病床不足というところも見込まれる可能性がございます。そのため、協力準備調査で必要となる病床の確保というものが、これで可能になるのかというところについてもしっかりと確認をしていきたいと考えております。

それから、宮本委員から3つ御質問をいただいております。

1点目が、医療従事者をどのように確保するかというところですが、こちらの御質問に関しまして、先ほども御説明しましたとおり、ソロモン政府は国全体の人員配置計画というものをつくっております。協力準備調査の段階から、この配置計画に沿って着実にやっていくことを働きかけていきたいと考えています。

また、電源の確保はどうかという御質問をいただいております。電源の確保に関し

ましては、停電時のために発電機が既存の病院にも設置されております。本事業でも施設拡張した病院に供給される電力について、停電時に発電機による安定的な電力供給が可能になるかどうかということで、しっかりとそこは計画していきたいと考えています。

それから、供給される電力の安定性ですとか、発電機の燃料費等についても協力準備調査で確認いたします。

2番目、広域研修の協力の内容、それから、協力対象国、それから、患者の導線の確保指導、衛生の感染症指導が含まれるかということですがけれども、先ほどの西田委員への回答のとおり、広域の研修を、フィジーを拠点に検討していると回答させていただいたとおりです。

それから、この案件の細かな中身については、今後、関連機関と、今はまだ形成中ということで、検討を行っているというところになりますので、その中で、しっかりと検討していきたいと思っております。また、キルフィ病院からも参加させていくところは確保していきたいと思っております。

それから、病床数が17%増、患者数が20%増、手術数は72%増と、大幅に増加する根拠を教えてくださいという御質問をいただきました。

ソロモンの保健省に、今回のプロジェクトの効果として、既存の現地のレベル1、2の病院から国立中央病院に移送されていた外来患者を本事業による施設・機材の整備を通じて、キルフィ病院によって受け入れ可能になるというところから、このような大幅な患者の増というところを算出しているという形になっております。ちなみに2019年に国立中央病院に転送された患者の数は国全体で5,026人ということですがけれども、マライタ州からの転送は665件ということで、そのうち半分以上の334件がキルフィ病院から転送されているというところで、この一部をキルフィ病院で引き受けることができるようになって見込んでおります。

それから、宮本委員から4番目の御質問です。その中に3つ御質問があります。まず、なぜレベル3の地方病院を対象とするのかということにつきまして、まず、なぜキルフィ病院なのかというところは、先ほど田辺委員の御質問に回答させていただいたとおりでございます。

それから、非感染性疾患が増加していると、どのような疾患が増えていますかという御質問ですがけれども、主な非感染性疾患は糖尿病、高血圧、心血管疾患、そういったものになります。これらの疾患が多い要因は、食生活、生活習慣の変化が主な要因となっております。予防の観点で非感染性疾患への対応というのも非常に重要になっております。また、昨今ではコロナ等の感染症に基礎疾患がリスクになり得るところで、こういったところでしっかりと対処していく必要があるということです。

それから、レベル1から4の病院はどこにどれぐらいあるのか、分布を御説明いただきたいというところですがけれども、ソロモンにはレベルが4つあります。調書にも

書かれているかと思えますけれども、レベル4、最高レベルの病院というのは国立中央病院、首都のあるガダルカナル州に1つ、それから、最高レベルから一つ下のレベル3の病院、今回のキルフィ病院もレベル3ですけれども、全国で9つということで各州に1つから2つというような分布状況です。それから、レベル2の保健施設は全国で38施設あります。州による違いがありますけれども、各州に4～5つの施設がある。レベル1の施設は全国に約300ありまして、これも各州に20～40の施設というような形になります。

それから、宮本委員の質問の5番目、ラボサービスとは何ですか、ラボサービスに提供される機材について教えてくださいという御質問をいただいております。

ラボサービスとは臨床検査サービスを示しておりまして、具体的には血液学、生化学、微生物学、血清学、顕微鏡学、尿検査及び血液培養というものが含まれます。本計画で新設する機器を通じて、地方の総合病院として必要な成人病を含む一般的な疾病に関する基礎的な検査を可能とすべくラボサービスを提供できるような体制を整える。そのような観点から臨床検査キットにどのようなものを含めていくかというのは調査を通じて確認していきたいと考えています。

それから、宮本委員からの最後の御質問で、自然災害の被害、過去の被害、復旧状況について教えていただきたいということですが、当病院に関しましては過去に大きな災害というのは経験していないということでございます。

最後、弓削座長からいただきました御質問ですが、機材の維持管理に係る人材について、現地の保健省では年次の人員配置計画を策定しているところは先ほどもお話しさせていただきましたけれども、新たに設置予定の維持管理部署の人員を含めて、必要人員の確保というものをこの計画の策定を通してやっていく。

人材の育成としましては、JICAが関連の研修を行っております。例えば医療機器の維持管理コースですとか、機材の維持管理に係る機械の提供等を通じて維持管理の重要さなどの浸透を図っていく形になります。

それから、新規機材につきましては、取扱いのマニュアルを設置するというような対応を基に、さらに病院マネジメント等についても既存の病院経営コース、または地域保健向上のためにも保健人材強化といったような既存の研修コースの実行を促していくところを予定しております。

大変長くなりました。JICAからは以上です。

○ 弓削座長 どうもありがとうございました。

説明者からの説明について追加の御質問・御意見があれば、発言をお願いいたします。コメントがある委員はTeamsの挙手機能の利用をお願いいたします。私や事務局が挙手に気がつかない場合は手を振るなどサインしていただければと思います。

松本委員、田辺委員の順番でお願いいたします。

- 松本委員 4件あるので、もうすぐ30分なので短くしますが、御回答ありがとうございます。

移転地の用地が公有地であるという御説明は分かったのですが、プロジェクトの中でしばしばあるのは、公用地であっても非正規の住民がいることというのはいくつもありますので、少なくとも協力準備調査の中で非正規住民、つまり公用地だからといって移転の問題はないとか、用地取得の問題はないと思わずに、ぜひ非正規の住民の人たちを含め調査をしてほしいということ。

それから、2点目は埋設のことですが、私は病院の撤去のときにはやはり医療廃棄物を丁寧に処理すること自体が、日本でもそれなりに結構気を使うことで、時々不法投棄もあることになっていきますので、それは問題がないと最初から思わずに、医療廃棄物が適切に処理されてきたかどうかということについては、適切に調査をしていただきたいと思います。

私から以上です。

- 弓削座長 どうもありがとうございました。

田辺委員、お願いいたします。

- 田辺委員 1点コメントですが、9つあるレベル3の病院の中で、なぜキルフィ病院かという説明が若干、裏付けのニーズというところでのデータが不足していたかなと思いますので、きちんと協力準備調査等で把握していただければと思います。

- 弓削座長 ありがとうございます。

回答をよろしく申し上げます。

- 説明者 まず、松本委員からいただきました移転候補地における非正規住民の有無の確認、それから埋設されているかもしれない医療廃棄物等につきましては、御指摘いただいたとおり、調査のほうでもしっかりと確認をしてみたいと思います。

それから、田辺委員からいただきましたレベル3の中でも、なぜキルフィ病院なのかというところに関しましては、今回対象となるキルフィ病院が所属している州がソロモンの中で一番大きな州であるというところ、それから、大きな人口をカバーしている病院であること、それから、国立中央病院に移送される患者をいかに減らして、地方病院を強化することによって減らして、中央病院のキャパシティーを確保するかという観点からも、非常に大きな役割が期待されているキルフィ病院ということで、先方の優先順位が高いということで選定させていただいたわけですがけれども、御指摘いただきましたとおり、ここのジャスティフィケーションについては調査でもしっか

り確認していきたいと思います。ありがとうございます。

- 弓削座長 ありがとうございます。

ほかに御質問・コメントはありますか。よろしいですか。

(2) フィリピン「国営放送局地上デジタル放送網整備事業」(有償)

- 弓削座長 では、次の案件に移ります。フィリピン「国営放送局地上デジタル放送網整備事業」について、説明者から外交的意義の説明及び委員のコメントに対する回答をお願いいたします。

- 説明者 フィリピン国営放送局地上デジタル放送網整備計画でございますが、フィリピンは御案内のとおりASEAN域内第2の人口、約1億950万人を擁し、東南アジアにおいて中核的な役割を担う国でございます。

我が国とは第二次大戦を経て、長年にわたり親密な関係を培ってきており、本年は国交正常化65周年に当たります。フィリピンは我が国の海上交通上に位置し、地政学上重要な国であることに加え、我が国と戦略的利益を共有することから、近年両国は極めて緊密な関係を築いてきております。引き続き関係強化に取り組むことが重要であると考えております。

そうした中で、本事業は地上デジタル放送への移行に対するフィリピン政府の支援要請に応え、フィリピン国民の情報アクセスの向上を図り、ひいては両国関係のさらなる強化につながるものであります。このように本事業は外交的な観点からも意義があると考えております。

続きまして、事前にいただきました委員の皆様方からの御質問への御回答をさせていただきます。

まず、田辺委員からフィリピンでは政権に批判的なメディア・記者への迫害、恣意的な放送免許の取り消しなどが国際的に問題視されているということで、民主化、法の支配及び基本的人権の保障をめぐる状況に十分注意を払うという開発協力大綱との整合性を伺いたいという御質問をいただいております。

御指摘いただきましたフィリピンにおける報道をめぐる状況につきましては、委員の御指摘のとおり、種々の報道がなされており、懸念等が示されていることは承知しております。その上で、本件の目的は選挙や災害状況等の公共性の高い情報を全国に伝達するための基盤の整備を通じて、情報の格差を是正することを目的としております。本件計画の中でも開発協力大綱との整合性を十分踏まえつつ対応していきたいと考えており、JICAから案件に即して補足的に説明いたします。

- 説明者 JICA 東南アジア大洋州部第5課でフィリピンを担当しております渡辺と申します。よろしくお願いいたします。

JICAのほうから何点か補足させていただきます。本件におきましては、国営放送と民放によるデジタル放送設備の共用につきましても提案されておりますので、この共用が実現されれば民間事業者による地デジ放送発信にも資するものと考えておりますので、この点、協力準備調査で確認する方針でございます。

また、協力準備調査を通じまして、報道が民主主義の発展において果たす役割等を伝える技術協力の実施も検討したいと考えております。フィリピンの国内法におきましては、国営放送の方針としまして報道の自由の遵守であったり、中立性等が掲げられておりますので、この着実な履行が重要と考えておりますので、その点を支援することを検討したいと考えております。

次の道傳委員の御質問のところは、外務省からよろしいでしょうか。

- 説明者 道傳委員からは、フィリピンでは政権に批判的なジャーナリストの度重なる起訴について国連の「表現の自由の権利の推進と保護に関する特別報告者」が非難し、最大手の民間放送ABS-CBNの放送免許停止など、報道の自由の浸食が指摘されています、そうした中で、日本との自由と民主主義の価値観の共有の考え方について御教示くださいという御質問をいただいております。

委員御指摘のとおり、フィリピンにおける報道の自由につきましても、国際社会でも取り上げられているということは日本政府としても承知しております。本件については、フィリピン国民の情報へのアクセスの向上を通じて、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的な価値の共有等にも資するものと考えており、この点につきましてもJICAから補足的に説明を申し上げます。

- 説明者 本件地デジ整備を通じまして、国民生活において重要な選挙でしたり防災警報、その被害状況等の情報が発信されることで、フィリピンの人々がより広く公共サービスに接し情報格差が是正される。これを通じて民主主義の定着や発展にも資するものと考えてございます。

また、先ほど御説明申し上げましたとおり、協力準備調査を通じまして報道の自由でございましたり、その役割といったところの考え方の支援ということも検討していきたいと思っております。

また、こちらは申し上げるまでもございませんが、日本の放送法におきましても、放送が健全な民主主義の発達に資するものとするということが目的として掲げられておりますので、本件支援におきましても、こうした日本の価値観ですとか、日本における実践の例なども共有していきたいと考えております。ですので、日本における取

組の優良事例ですとか、留意すべき視点等がございましたら、ぜひ委員からも御助言をいただければ幸いと考えてございます。

次に道傳委員からいただいております2つ目の御質問です。インフラ整備とともに、コンテンツ開発や人材の育成も必須ということで、今後のコンテンツ制作支援について、どのように行われる予定かという御質問いただいております。

コンテンツ開発ですとか、人材育成ニーズにつきましては、協力準備調査を通じていろいろな支援策を検討予定でございますが、現時点では、本事業のコンサルティングサービスを通じまして、例えばデータ放送による災害情報の発信ですとか、教育番組等における視聴者との双方向制を実現するような番組、あるいはバンサモロ地域を含む各地方の理解促進を図る番組制作等について支援を行うことを想定しております。特に最後の点につきましては、ミンダナオ地域における日本、JICAの長年の平和構築支援でございましたり、あるいは国営放送局の人材育成を支援した南スーダンの案件ですとか、コソボへの番組支援案件等の教訓が生かせるものと考えております。フィリピン側のニーズ等をよく確認していきたいと考えております。

次に、西田委員からいただいた御質問です。地デジの完全移行を2023年の12月と設定しているということですが、この点をフィリピンの国民が正しく理解しているのかということと、受信機器の供給などを含めた受益者側の視点での課題について御質問をいただいております。

通信関係をフィリピンで所管しております情報通信技術省（DICT）というところになりますが、こちらが2017年の2月に関連企業や関係省庁、業界関係者・メディア等を集めた地デジの利点を発信する大規模イベントを実施したとっております。そのほか、新聞、雑誌の広告、ウェブサイトやSNSでの発信、地デジ移行キャンペーン用のマスコットキャラクターを作成、活用する等の広報活動が進められてきたと聞いてございます。

また、地デジ受信機の普及・拡大につきましては、今後、アナログ停波が近づいてくるにつれて進んでいくものと考えております。ただ、フィリピンにおきましては、地デジ放送が約5年前に実際に開始されておりますので、既に市場で流通しているテレビには受信機が附属されているということのほか、外づけの受信機につきましても比較的安価、大体1,900円ぐらいで入手できると聞いております。また今後、受信機の中古市場の拡大等を考慮すると、受信機普及に関する懸念は現時点ではそれほど大きいものではないと考えております。

いずれにしましても、協力準備調査の中で、アナログ停波の影響についての国民の理解の促進ですとか、受信機普及促進の取組の必要性、これも確認した上で、先方実施機関とよく協議をしたいと考えております。

次に西田委員からの2つ目の御質問です。各局の地デジ参入が促されるようなことがあるのかという点と、地デジ移行への関連事業者との連絡協議体制等につき、御質

問をいただいております。

フィリピンにおきます地上デジタル放送移行プランの枠組み、フレームワークが定められておりますが、この中で、先ほど少し触れさせていただきましたけれども、国营放送局（PTNI）と民報との間の設備の共用が提案されております。ですので、本事業において整備される設備がフィリピンにおいては民間放送局による地デジの参入や地方局によるローカルコンテンツの提供を間接的に後押しする可能性があると考えております。その点、協力準備調査の中でよく確認したいと思っております。

また、連絡協議・支援体制につきましては、所管官庁の大統領広報部であったり、情報通信技術省、それから、フィリピンの国营放送局、さらには民間放送局を含む関連ステークホルダーと協議をしていくことを考えております。

次に、西田委員からいただいている3つ目の質問、こちらは宮本委員と弓削座長からも同様の質問をいただいているかと思っております。今回の本計画がフェーズ1のみを対象とするところの趣旨を教えてくださいという御質問をいただいております。

フィリピンにおける地デジへの移行政策、もちろんフィリピン政府が主導しておりますがフェーズ1、2、3の3段階に分けて整備する計画が策定されております。その中でフェーズ1につきましては、対象放送局の中でも各地方の主要都市、あるいは地方のハブ局、さらにはバンサモロ地域等の重点地域が含まれております。

フェーズ1から3、いずれも事業の内容としましては、アンテナ、鉄塔、送信機等の整備になりますが、フェーズ1の中にはこれに加えて、全国放送を実施するためのスタジオ整備が含まれております。ですので、フェーズ2以降の整備はフェーズ1に比べて費用も下がってきますので、現時点ではフィリピン側の予算で実施可能という見通しを持ってございます。それを踏まえてフィリピン側からも初期段階、フェーズ1に対する日本からの支援が期待されている状況でございます。

それから、松本委員からいただいております御質問につきまして、フィリピン国营放送が公共性よりも政権のプロパガンダとなっている可能性を懸念するという御指摘をいただいているところでございます。

また、これに関連しまして様々な放送局やメディアが政権批判を含めて自由な報道をできるように支援することが日本のODAにとって重要ではないかという御指摘をいただいております。

こちらは外務省のほうからも御説明いただきましたとおり、本事業の支援の目的自体は貧困層を含めた幅広い層に、まずはしっかり情報が届く体制にするということにあると考えてございます。

また、こちらにも御説明させていただいたとおりですが、地デジ放送施設を民間放送局とも共有することが提案されておりますので、そういった点を協力準備調査でしっかり確認したいと考えております。

また、今回の協力準備調査の中では、報道の自由やその役割を広めるための支援の

可能性も検討したいと思っております、メディアの役割等に関する例えばJICAの研修ですとか技術協力、これも検討していきたいと考えております。

松本委員からいただいている2つ目の御質問で、本案件がバンサモロ地域の民族融和等にどう貢献するのかという点でございます。

今回、地デジ放送が継続強化されるということを通じまして、ルソン島、ビサヤ地域、さらにはバンサモロ地域等の地域で起きていること、これをしっかり相互に伝えることができる環境をつくるということが相互の理解を深めて、民族の融和等につながっていくものと考えております。

バンサモロ地域につきまして少し具体的に申し上げますと、バンサモロ地域は独自の言語を持っておりますが、現在、同地域で放送されている番組の言語は英語であったりビサヤ語であったりということで、なかなかこれらの言語に対する現地住民の方々の識字率は必ずしも高くないというのが現状でございます。そのため、地デジによりまして実施が可能となる字幕放送ですとか多言語放送によりまして、バンサモロ等の地域の文化を発信することで、相互の理解を促進して民族融和等にも資すると考えております。

次に、宮本委員からいただいている御質問で、機器導入後の維持管理費用、さらには技術者の確保についてです。

維持管理に必要な費用につきましては広告収入でしたり、放送枠の時間貸しの利用料等による収入によってカバーされる想定でございます。また、必要があれば政府からの補填がされるというのが現時点の見込みでございます。

技術者に関しましては、既に一部地域で地上デジタル放送を開始してございますので、地デジに係る技術者は既に一定数在籍しています。協力準備調査を通じまして、こういった点を確認していく予定でございます。

宮本委員からの2つ目の御質問、計画時と納入時の技術ニーズの乖離により事業遅延、ニーズ乖離が起きないようにこういった対策を取るのかという御指摘をいただいております。

本件協力準備調査、さらにはその後の案件審査等の各段階におきまして、技術コンサルタントなども活用しながら最新の技術を反映していくという配慮をしていきたいと思っております。

また、御指摘のとおり、こういった分野は技術が急速に進歩する可能性はございますので、例えばですが調査の中で実施する予備設計、この結果を後々柔軟に更新できるようにコントラクターが詳細設計を行うデザインビルド方式、こういったことの採用も併せて検討していきたいと思っております。

宮本委員からの3つ目の御質問、フェーズ2以降の関与につきましては、先ほど申し上げましたフェーズ1のところに関与するという点でございますが、こちら協力準備調査の中で番組製作支援などのニーズ、必要性等を確認しながら、技術協力によ

る追加支援の実施も検討していきたいと思っております。

宮本委員からいただいております4つ目の質問、重点地域についてでございます。

フェーズ1では先ほど申し上げましたとおり、各地方の主要都市、地方ハブ局、バンサモロ地域等の重点地域が含まれております。フェーズ1によりまして人口カバー率としては約62%の方々が地デジを見られるようになると現時点では想定されております。

弓削座長からいただいております地デジ放送完全移行期限が2023年12月末と設定されている中で、この事業のスケジュールとの関係、さらにアナログ停波期限は延期されるのか、延期されないような場合は情報格差拡大につながる可能性があるのではないかと御指摘をいただいております。

現在、2023年12月に設定されておりますフィリピンにおけるアナログ停波期限までに本事業を完了することは現実的には難しいと見てございます。一方で、アナログ停波につきましては、先ほど御紹介しましたフレームワークの中で、デジタル放送の利用状況であったり、準備状況を評価した上で延長するかどうかを決めるという記載がございますので、その点も踏まえてフィリピン側とよく協議をしていきたいと思っております。現実的には、現在の地デジの普及状況等を鑑みますと、2023年12月末のアナログ停波期限は延長される可能性が高いと考えておりますが、この点はフィリピン側にも提言することも含めて検討していきたいと思っております。

弓削座長からいただいておりますフェーズ2、3のところは、先ほど説明したところと重複しますので割愛させていただきます。申し上げましたとおり、フェーズ1のところでは相対的に高額なスタジオですとか、製作機材の整備が行われますので、フェーズ2、3は現時点ではフィリピン側で実施できると考えております。

最後、竹原委員からいただいております地デジ放送日本方式の強みや利点に関しましては、外務省のほうからお願いいたします。

- 説明者 竹原委員からは、日本方式の採用については、東南アジア諸国をはじめ、他の国・地域に継続して働きかける計画はあるのか、これまでの実績、今後の具体的な活動等について御質問をいただいております。

日本方式の地デジ放送につきましては、これまでの取組の結果、日本を含む20か国、約7億人の地域において採用され、これがデジタル送信機等の受注にもつながっております。政府としては今後もアナログ放送から地上デジタル放送への完全移行に向けた各国の取組を支援していきたいと思っております。その中で、日本の知見を生かしつつ地デジ放送の開始・普及及び防災等への利用を引き続き支援していきたいと考えております。

なお、本年度においては既に地デジ放送日本方式を採用している中南米諸国におきまして、地デジ放送の普及促進及び高度化に向けた検討のための調査及び実証も行っ

ております。

以上でございます。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

説明者からの説明について、追加の御質問・御意見があれば発言をお願いいたします。挙手をお願いします。

松本委員、その次に道傳委員、お願いいたします。

○ 松本委員 御説明ありがとうございました。

多分次の道傳委員とも似たようなポイントになるかと思いますが、正直、私はこのプロジェクトについては極めて慎重に扱ってほしいと思っています。御説明いただいたように、目的は幅広くて情報が広く届くようにするとおっしゃいますが、私の指摘はプロパガンダではないかということは、広く届くということそのもの自体が、政権に都合のよい情報を広く届けるということになりますので、実は私の指摘に対してお答えいただいているとはいえないかと思うのです。

それに対しては、報道の自由を確保できるような技術協力とかセミナーとかということをおっしゃっていますが、これもまた大変恐縮ですけれども、これまでのフィリピンの強権的な姿勢に対して、市民社会から様々な批判、政治的殺害、その他についても様々な批判はしているけれども、日本政府はやはりそういうものにはあまり賛同を示してこないわけですから、逆に言うと、報道の自由を確保しなさいというメッセージを日本政府が技術協力を通じて行うことに対して、あまり大きな期待をすることそのものが、これまでの関係を考えれば説得力はないような気がしているのです。

つまり、逆に言うと日本は欧米ドナーと比べると、そういう点については、あまり大きな役割を果たしてこないという前提で考えたときに、これを理由にこの地デジの構想を推し進める、公共放送の中で推し進めるということに対しては、危惧が増えこそすれ、そうですかとはなかなかならないというのが2点目。

3点目は、民間との共有というのも、私の懸念に対してのお答えでおっしゃっていましたがけれども、逆に、それはつまり民間側を抑えることにつながると、つまり民間も一緒に使わせてもらっているのだから、逆に政府のほうからその使用を止めるということもできてしまう、つまり政府のコントロールが民間にも及んでしまうということも考えられるので、実際、このように質問させていただきましたが、お答えいただいたもの一つ一つが、実を言うと、私が懸念している点については解消することにつながらなかったという点はお伝えしておきたいと思います。

私からは以上です。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

今、非常に重要な点を3点いただきましたので、この時点で説明者の方の御回答をお願いします。

○ 説明者 ありがとうございます。

情報アクセスの向上によってプロパガンダの性格を有する情報がむしろ広く届くのだという御指摘、民間との共有についても、民間側がむしろ政府のコントロール下に置かれてしまうのではないかという御指摘、それから、フィリピンのこれまでの強権的な対応に鑑みて、技術協力についてもあまり期待できないではないかという御指摘を頂きました。

まさにフィリピンの報道の自由については、様々な御意見・御指摘があるというのは我々も認識しております。いずれにしましても情報の格差の是正ということが本件計画の第一目的ではありますが、先ほど申し上げたとおり、開発協力大綱との整合性を十分踏まえつつ対応していきたいと思っております。

それから、日本とフィリピンの間でも、政府レベルでも様々な二国間協議を実施しております。その中で、例えば民間との共有、これが実現したとしても、それでもまだ問題があるのではないかという御指摘も頂いたところでありますが、民間との共有というのは、いずれにしても重要な点だと考えますので、JICAの協力準備調査でしっかり確認をしていただきたいと思いますと思っております。

さらに今回の直接の支援対象であるフィリピンの国営放送局のフィリピン国内における設置法では表現及び報道の自由の尊重の方針もうたわれております。今回、この支援を準備調査の結果、実施する場合、今回の支援はそういったフィリピンの国営放送局の設置法の着実な実施を後押しするものであり、そのためには、フィリピン政府側のさらなる取組も必要であるとの点について、二国間の政府間の協議の場を活用して、フィリピン政府にもきちんと伝達していきたいと思っております。

○ 植野局長 松本さん、局長の植野です。こんにちは。

今の竹端課長の説明に加えて、私自身、フィリピンにいて、たまたまドゥテルテ大統領が当選した選挙のときも現地で見えていましたし、その後のABS-CBNとの対立、ABS-CBNというのは御存じかもしれませんが、そのときに駐日大使をしておられたロペスさんのファミリーであるロペス財閥が保有するテレビ局で、要するにドゥテルテさんとロペス財閥との対立というようなものも背景にあるわけですが、そういうことも踏まえて、私なりに松本委員の御指摘に、こうではないかなとお答えしたいと思うのです。

一つは、プロパガンダとの関係ですけれども、国営放送が体制の支配を強めるためのプロパガンダの道具に使われていると、これはよく社会主義国とか共産主義国で見られる状況です。そういう状況にあって、かつ国営放送に対して日本がODAで支援

をするということであれば、皆さんが御懸念されているように、報道の自由を圧迫するのを、日本がODAによって手助けしてしまうのではないかということも言えると思うのですけれども、私が知っている限り、フィリピンの国営放送というのは、今の政権であれ前の政権であれ、必ずしも政権の広告塔として機能しているということではなくて、純粋に公共放送として、コマーシャルベースではなかなか成り立たないような番組をつくって流していると理解をしております。

したがって、この国営放送に支援をする意味と、それがプロパガンダに加担するのではないかというのは、フィリピンの今の状況においては必ずしもイコールではない、ただ、だからといって、今のドゥテルテ政権が報道の自由、あるいは言論の自由に対して抑圧的であるという指摘を放置していいのかということには、もちろんつながらない。日本として今まであまりはっきり言ってこなかったではないかという御指摘があることは理解をいたします。

ただ、現地ですまにドゥテルテ政権ができたときからの関係をある程度マネージしていた人間からすると、ドゥテルテさんが当選してすぐ、当時、アメリカのオバマ大統領が非常に民主主義、人権という観点から厳しいことを言って、それで、アメリカとフィリピンの関係が非常に冷え込んでしまった、ドゥテルテさんが非常に感情的な反発をして、例えばアメリカ大使とは会わないとかいう感じでコミュニケーションが成り立たなくなってしまったのです。我々はそれ見ていて、かつアメリカと日本は当然地理的な位置関係も違えば、持っている利害も違いますので、どのようにアプローチをするのがいいかということで、いわば関与政策を取って、ドゥテルテさんと安倍前総理もそうだし、今の菅総理もそうですけれども、関係を良好に構築しながら、しかし、言うべきことはきちんと言う姿勢でやってきたつもりでおります。

御懸念のところを十分に言っていないではないかと見えるかもしれませんが、それは、まさに今回この会議でも、皆さまからこういう御指摘をいただいているということ踏まえて、こういう協力をする以上は、今の皆さま方の御指摘にもきちんと応えてもらう必要があるということは、フィリピン政府に対しても言っていきたいと思っております。

それから、もう一つの懸念の、民間と共有するといったら、なおさらある種民間を服従させる従属関係に置くことになってしまうではないかという点も、私が知っている限り、フィリピンの中でのテレビ局の状況というのは、これはもしかしたら道傳さんのほう詳しいかもしれませんが、それこそ、ABS-CBNとか、そういう民放の番組のほうはるかにみんなに見られていて、したがって、視聴者は自由に番組を選択できるわけで、国営放送が地デジになって、そこが日本からもらったいい機材を持っているから、みんな地デジで国営放送を見ようと、民間の放送局はそれを使いたいから、国営放送に頭を下げて、その機材を使わせてもらうという力関係では全然ないのです。

ですから、そこはフィリピンに今の放送業界の懸念、現状からすると、そういう御懸念は当たらず、むしろ国営放送に地デジの技術や機材を供与するのをあなた方から積極的にちゃんと民放にもシェアしてあげてくださいと、何しろ国民のみんなが見て楽しみにしているのは民放なのだからと、こういうアプローチなのかなと思います。

今の私の発言でも多分皆さん100%納得されないと思うので、引き続きコメントをいただきたいと思いますが、最初に申し上げた、フィリピンにおいて国営放送は必ずしも政権のプロパガンダの道具になっているわけではないので、国営放送に対する支援がプロパガンダそのものを助長するということではないということは申し上げたいと思います。

とりあえず以上です。

- 弓削座長 どうもありがとうございます。

それでは、先ほどの挙手の順番で道傳委員、お願いいたします。

- 道傳委員 御説明ありがとうございます。

皆様がおっしゃいますように、まず情報格差の解消というのが目的であるということは本当に大事なことで、それを前提とした上で申し上げたいと思います。

今、植野様からも御指摘がありましたように、私が知る限りでは、現実問題として、視聴習慣として国営放送は民放に大きく水をあけられているというのが現状のようです。それはどういうことかということ、言論機関としての信頼に大きなクエスチョンマークがついていることも背景にあるのではないかなと思います。ですから、その意味では、先ほど御説明の中にありました、例えばスーダンとかコソボの国営放送への支援というのは、紛争後の平和の定着といったような目的もあると思いますが、そういう支援の事例と比較しますと、恐らく状況も前提も異なるのではないかなと思っております。

日本として関与する中で伝えていくべきことがあるとしたら、報道の自由が保障されているということは放送局の信用や、その放送局が出す情報の信頼にも大きく関わるということをまずは伝えていただきたいですし、先ほど情報格差をなくすために津々浦々まで情報を届けることが大事だというポイントがありましたけれども、テレビが見られないことによって、情報が受け手である市民にきちんと届かないのであれば、それは情報の出し手であるフィリピン政府の信頼にも今後関わってくるだろうということでもあると思います。そうであるとしたら、こういった形で、日本や日本の納税者が支援をすることの意味とか意図も半減してしまいますので、そういう意味で、この案件については注視していく必要があるのではないかなと思っております。

- 弓削座長 どうもありがとうございました。

あとお二人挙手されているので、続けて御質問をいただいてよろしいですか。後でまとめて事務局から答えていただきます。

田辺委員、お願いします。

- 田辺委員 私からは1点コメントです。報道の自由を確保するための仕組みを取り入れるということで研修とかを挙げられていたのですが、それだけで報道の自由が確保できるのかというのが非常に不安でして、建前として報道の自由を守るというのはそうなのですが、恐らくきちんとしたモニタリングが必要なのではないかと思います。この地デジもそうですし、やはり問題となっているのは認可の部分、放送免許の部分が非常に透明性が問題視されているので、そこをきちんとモニタリングする仕組みが必要なのではないかと、この事業をするに当たっては、仮にやるとしたら、そのあたり、例えば国際機関などを使いながら、国際的な専門家等も入れながら、そういったモニタリングをしていく必要があるのかなと思っております。

以上です。

- 弓削座長 ありがとうございます。

西田委員、お願いいたします。

- 西田委員 西田です。御説明ありがとうございました。私からは2点です。

1点目は混乱の件です。同国では既に一部地デジ化が始まっていて、かつ交換機も比較的安いということで、あまり混乱はないのではないかという話であったのですが、結局、この事業そのもの、そして、地デジ完全移行の期限もずれるだろうというようなお話があったように、いろいろなことが不確定なところがあるのではないかというのが私の印象でありました。したがって、特に地方、貧困、低所得の国民の方々に対して、きちんと情報格差がないように啓蒙活動なり、買い替え、受信機の供給等々の手筈が整えられるよう、日本政府として促していただければと思いますというのが1点目です。

2点目、これも既に皆様が御指摘されているとおり、私も報道の自由について非常に気になっているところでありまして、特にPTNIと民放の設備の共有につきましては、植野局長からお話がありましたように、積極的に民放にもシェアするようにとありましたけれども、ぜひここは日本政府の要望として積極的に開放する、全ての希望する民放がこの機器を共有することができるように促していただければと思うところです。

以上です。ありがとうございます。

- 弓削座長 どうもありがとうございます。

今、道傳委員、田辺委員、西田委員のコメントなどに対しての事務局・説明者からのコメントをお願いいたします。

○ 説明者 JICAの渡辺です。

道傳委員からいただいた御指摘、ありがとうございます。

最近では、コロナ情報等もあって、コロナの感染情報というのは公共放送で割と重宝されているという情報がございますが、他方で、指摘のとおり、まだまだ民放に比べて視聴率等も高くないというのが現状だと認識しておりますので、番組づくり等の支援をしっかりと考えていきたいと思っております。その上で、情報がしっかりと届くところを柱としてしっかりとやっていくと認識しております。

それから、田辺委員からいただきました報道の自由の仕組みとして、この案件の中でできることというところは御指摘のとおり、編集とかというところで制約があるかもしれませんが、国際機関との協力ですとか、専門家等の活用も含めたモニタリングの仕組みというところも協力準備調査の中で考えていきたいと思っております。

また、西田委員からいただきました受信機の普及のところ、また、今後のアナログ停波の時期等、御指摘のとおり、まだまだ不確定なところがございますので、両にらみで見ながら、普及がどう進んでいるのか、受信機を含めてウォッチもしていきたいと思っております。

また、施設・設備の共有につきましてもできればいいなことではなく、当然していただくという前提で働きかけをしていきたいと思っております。

先ほど松本委員からいただきましたとおり、国営放送側がコントロールしてしまう要素になるのではないかと懸念の点ももちろんあると思いますし、他方で、国営側が鉄塔を建てて、そこに民放がアンテナを独自で設置するような割とシンプルなやり方等も共用のやり方としてはいろいろあると思いますので、そうすれば、コントロールもされにくい面もあると思いますし、具体的にどういう共用のされ方があるのかということも含めて、協力準備調査の中で確認していきたいと考えております。

以上です。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

今の回答・返答に対して、委員の方たちから追加の御質問やコメントはありますでしょうか。

○ 松本委員 ありがとうございました。

ぜひ対面で、もう少しがりがりやりたいなと、植野さんの返答を聞いて、もうそこ行きたくてしょうがないという気持ちになりました。

プロパガンダについて、実は私として思うのは、やはり民放を押さえ込むという意

味で非常に大きな役割を果たしていると思っているので、そこはやはりセットで考えていただきたいということ。

あと、私も確かにその災害情報とかは非常に大事だと思っているのです。バンサモロについてはどこまでできるのか分かりませんが、フィリピンの人たちはやはりネットが非常に大きい情報源なので、非常にお金をかけてデジタル放送もいいのですけれども、どうやって本当に災害の情報を迅速に提供するかとか、あるいは民族融和の情報提供といった場合に、地デジ放送ということよりは、本来であれば、やはりネットをどのように活用していくというほうが現実的ではあるなと思います。これはこの案件と関係ないので、あくまでコメントです。どうもありがとうございました。

○ 弓削座長 どうもありがとうございます。

○ 植野局長 植野ですけれども一言だけいいですか。松本さん、ありがとうございます。

一言だけ言うと、報道の自由に対する規制、それから、自由と民主主義の価値観を共有するというのをフィリピンがどう考えるかというのは、皆さまよくお分かりだと思います。ある意味、これはフィリピンで民主主義が非常に機能していて、激しい選挙の結果、ドゥテルテさんが勝って大統領になったと、その選挙戦の過程で自分の選挙に対して、あまり好意的な報道をしてくれなかったところにある種嫌がらせをしているところもあって、だから、選挙という部分では実は民主主義がすごく機能しているという面もあるのです。あまりそこを、そんなことをやっては駄目だという話をし始めると、ある種、内政干渉みたいなことにもなりかねないし、すごく難しいと思うのです。

一方で、我が国は言論の自由を含めて、こういうものが普遍的価値だということも言っていますので、相手がフィリピンだから、あるいはドゥテルテさんだから言わない、遠慮するということでもないということで、先ほども申し上げたとおり、まさにこういう適正会議というオフィシャルな仕組みの中でもこういう指摘があったのだから、こういう指摘にきちんと応えないと、我々としてはこの案件はできませんということをはっきりと伝えて、実際に何ができるかということについては、先ほど外務省、JICA、それぞれの課長から具体的な話がありましたけれども、先生方の指摘も踏まえて一つ一つやっていく。

結果として、地デジをフィリピンに導入するということが情報格差の解消もそうだし、いろいろな災害についての情報をいち早く全国隅々に届けるということもそうだし、あと、願わくば報道の自由が少しでも改善するという結果につながればいいなど、そういう覚悟で取り組んでいきたいと思います。よろしくお願いします。

○ 弓削座長 どうもありがとうございます。

今の植野局長のお言葉はとてもいいこの案件のまとめになったと思うのですけれども、今日はこの案件について大変たくさんの御指摘を委員の皆様にあだきまして、ありがとうございます。ぜひいただいたいろいろなポイントを踏まえて、協力準備調査をしっかりと実施していただければと思いますので、よろしく願いたします。

(3) ガーナ「稲種子生産向上計画」(無償)

○ 弓削座長 それでは、次の案件に移ります。ちょっと時間が押していますので、少しスピードアップをしたいと思ひます。3番目がガーナ「稲種子生産向上計画」について、説明者から外交的意義の御説明及び委員のコメントに対する回答をお願いいたします。

○ 説明者 それでは、説明させていただきます。外務省国別開発協力第三課を代表しまして西野修一から説明させていただきます。

本件計画の概要になりますけれども、ガーナ灌漑開発公社が所管する4つの灌漑地区において種子生産に必要な機材を整備することによって、認証種子の生産量の増大、それから品質の向上を図って、それによってガーナにおける米生産性の向上、さらにガーナの基幹産業である農業の産業基盤強化に寄与することを目的とした事業ということになります。

次に、ガーナに対して農業分野、稲作分野での支援をすることについての外交的な意義を述べさせていただきます。ガーナは御案内のとおり、西アフリカの中心的な国でありまして、かつ比較的不安定な国が多い西アフリカにおいて民主主義国家として続いているということもありまして、西アフリカ全体の安定と繁栄にとって非常に重要な国と認識しております。

それから、近年、アフリカ全体の経済成長も著しい面がございます。その中で、ガーナは西アフリカ成長リングの中心に位置して、西アフリカ及びアフリカの経済成長にとっても鍵となる国であると認識しております。

我が国との関係につきましても、過去、7回行われているアフリカ開発会議(TICAD)全てに大統領が参加している、それから、我が国との間で非常に安保理改革をはじめとする外交課題について緊密な関係を持っている重要な国と認識しております。

ガーナにつきましても、農業分野がやはり基幹産業ということになりますので、我が国の支援に対する期待というのも非常に大きいと認識しております。過去のTICADにおいてもアフリカの産業の多角化というような項目において、重点分野に本計画に支援することによって応えることができると考えておりますし、それから、ガー

ナはアフリカ稲作振興のための共同体、フェーズ2というT I C A Dで承認された計画の重点区にでもありますので、本計画を支援する外交的な意義は非常に高いと考えております。

次に、ガーナでの農業分野、稲作分野での現状、課題、それから、この計画の位置づけについて、簡単に御説明させていただければと思います。

ガーナにおいて農業分野は労働人口の約4割弱を占めておりますし、GDPの約2割を占める、先ほど申し上げましたように基幹産業ということになります。ガーナで経済成長、それから、人口増加等を受けまして、米の消費量が増大しておりますので、米はメイズに続く第二の主食という形になっています。このように需要のほうが高まっていますけれども、国内米の供給不足によって、輸入米に依存する形になっております。

そういったこともありますので、高品質の国内生産米を確保するということが、ガーナの食料安全保障の観点からも、それから、貿易収支の安定であるとか、経済的な安定、発展のために重要と考えております。

本事業を通じまして、ガーナで稲作分野での課題とされています種子の生産の量、質の改善ということに対して貢献できるものと考えておりますので、それによって、先ほど申し上げましたガーナの優先分野である農業分野の質、量の改善を図るということに貢献できると考えております。

簡単でありますけれども、私のほうから冒頭の説明とさせていただきます。

委員の方からいただいた質問に対しては、J I C Aのほうから回答させていただければと思います。ありがとうございます。

○ 説明者 アフリカ二課で課長をしております鈴木と申します。

それでは、私のほうから、事前に委員の皆様からいただいている御質問に対して回答していきたいと思っております。

まず、最初にですが、道傳委員からの御質問について回答いたします。

1点目につきまして、本案件でガーナ灌漑開発公社（G I D A）が所管する灌漑地区に必要な機材が整備されることで、これまで農家が直面していた課題がどの程度解決されるのかという御質問でございます。

本事業を通じて、稲作農家が抱えている良質な種子の確保と利用の課題解決に貢献します。種子生産の質、量の改善に向けて、種子生産農家が直面していた次のような課題にこの案件で取り組んでいく所存でございます。

まず、種子生産で重要なポイントの一つとして異物、特に異なる品種の種子を混入させないことが挙げられます。本案件で整備されるコンバインハーベスターや乾燥機の利用によって、手作業での収穫や、収穫後、天日で乾燥する場合に比べて、異物が混入するリスクを大幅に軽減することができます。

また、現在、対象地区では稲作農家が利用する認証種子の上流に当たる種子の生産も行っておりますが、こちらの異なる品種の混入物は4.3%という報告があります。認証種子の異株率はガーナ政府基準で0.3%以下に抑えることとされておりまして、本案件で機材が整備されることで基準を満たす種子の割合が大幅に増えることが考えられております。

2点目につきまして、種子生産農家が農業機械をより容易に利用できるようなことになって、人手不足を気にせずにより効率的、かつ適切な時期に耕起や代かき、収穫などを実施できるようになります。稲の健全な生育、また、熟度のそろったもみ米の収穫が可能となり、収穫物である米の種子の質、量が向上いたします。

ガーナでは、耕起や稲刈りなどの作業に人手が集まりにくく、集まったとしても労賃が高くなり、稲作農家の収益悪化の原因となっております。耕起や稲刈りなどに係る経費につきましては、今後、協力準備調査等で検討することになりますが、手作業で実施するよりも安くなるということが見込まれておりまして、種子生産農家の収益性改善に貢献すると考えております。

2つ目の御質問につきまして、こちらはこの案件が持続的な雇用を創出することによってどのように貢献するのかという御質問です。

整備される機材の活用を通じまして、認証種子の品質向上及び生産増が期待できます。質の高い認証種子の利用によって米の生産量が増大し、農家の所得向上が職業としての魅力を高め、若年層が農業セクターに定着、参入することにより、持続的な雇用創出が期待されております。

続きまして、西田委員からの御質問になります。採取後の不適切な処理について、この案件での機材導入によって、どのように解決されるのかという御質問です。

本計画の機材整備によって収穫の処理の改善が見込まれております。コンバインハーベスターにより、手作業での収穫、脱穀と比較して、ハーベストロス及び収穫時の異物混入の削減に大きく貢献いたします。路地にて天日で米種子を乾燥する場合、不十分な乾燥による米種子の質の劣化のほか、ハーベストロスや異物混入などの課題があります。種子乾燥機の導入により、以上の複数の課題解決につながると考えております。

また、種子貯蔵庫にて温度、湿度を適切に管理し、虫や小動物による被害を防ぐことで、品質を落とさずに米種子を保存することが可能となります。また、長期保存ができれば、市場状況を踏まえて科学的に優位な販売時期を選択することが可能になり、収益向上にもつながると考えております。

西田委員からの2つ目の御質問です。こちらは有償資金協力によることが困難、または適当でない理由があるのかという御質問です。

ガーナはIMFによる債務持続性分析(DSA)で高リスク国と判断されておりまして、我が国の債権保全の観点からも、有償スキームの適用は慎重に検討する必要があります。

あると考えています。

また、本案件が食料安全保障や農村部の貧困改善を目的としていることから、有償資金協力ではなく、無償資金協力による支援が適当と考えております。

西田委員から3つ目の御質問になります。「ガーナ稲作生産性向上プロジェクト（GRIP）」の活動と併せて、本計画による収量増効果がどの程度見込まれるのかという御質問でございます。

GRIPにおいては、先行技プロ案件、2件の成果物である改良稲作技術パッケージ、天水条件の稲作では、稲作普及ガイドラインというものを作成しております。また、灌漑条件の稲作では、最適稲作技術というものを作成しておりますが、これらのパッケージを4州及び4灌漑地区で普及することによって、米生産量の増加を目指しております。この改良技術に移行することで、天水稲作では倍増以上、これまで1ヘクタール当たり1.37トンであったのが、プロジェクト終了後、1ヘクタール当たり2.96トンまで増加しております。灌漑稲作では約3割増です。こちらも1ヘクタール当たり4.6トンから1ヘクタール当たり6.0トンになるということが実証されております。

双方の技術パッケージには優良種子の利用が主要素として組み立てられておりまして、本事業によって対象農家、試算では2万5900人というものですけれども、質の高い認証種子へのアクセス向上が見込まれ、改良稲作技術がより円滑に採用されることが期待されております。

続きまして、松本委員からの御質問になります。本案件概要書に記載されている食糧不足に陥る可能性であったり、農村部の貧困率の悪化がどの程度深刻なものなのか説明してほしいという御質問でございます。

ガーナにおきましては、国産米の供給不足によって輸入米に大きく依存しております。2017年時点では、消費量約100万トンに対して、米生産量は約40万トンにとどまっている状態です。米不足となることが懸念されております。加えて、就業形態別の世帯調査では、農業従事世帯の貧困率は43%とほかの就業形態よりも大幅に高く、2012年から13年の数字、39%から増加傾向にあります。また、稲作農家の1世帯当たりの年間所得は約1,400セディ、日本円に換算しまして約2万6000円となりますけれども、国平均の約3万4000セディや、地方部平均の1万7830セディと比べても大幅に低い水準となっております。

また、農業従事者の大半は耕作地2ヘクタール以下の小規模農家でありまして、依然自給自足を中心とした伝統的な農業を営んでおり、生産性、収益性ともに低く、食料安全保障及び栄養状態を含む農村の生活水準の向上が妨げられている状況です。そのため、国内価格の低下の際には、農家の所得減によりさらに貧困率が悪化することが懸念されております。本計画の対象地域となっておりますノーザン州のマルチ貧困指数、こちらはガーナ統計局が独自に計算しているものですけれども、0.491と

なっております。全国平均が0.236となっているのですけれども、全国平均よりもさらに大きい状況でございます。したがって、このノーザン州というのは特に貧困率の高い地域となっております。

また、ガーナ国内の総人口の9%を占められているノーザン州は、国内の全貧困人口の17%を占めているという現状がございます。

続きまして、宮本委員からの御質問になります。同国の国産米の価格決定のメカニズム、また、農家の所得向上策についての御質問でございます。

ガーナの国内の米の価格というのは、精米業者などの情報によりますと、ガーナの輸入米と国産米は、米の品質により価格が決定されているという状況でございます。価格は規格、選別期間に認証等ではなく、仲買人、精米業者、市場関係者が判断しているという状況です。タイ、ベトナムなどからの品質の高い輸入米につきましては2020年、首都アクラ近辺での価格では、50キロの価格が5,550円という状況でございます。国産米及び普通品質の輸入米については、同じ条件で4,400円という状況です。さらに品質が低い米については、同条件で約3,700円となっております。また、国産米で品質の低い米も流通しているという現状でございます。

米の輸入にも規制がなければ、今後も輸入は継続されていくかと思いますが、国産米の品質は中間所得層には最高品質の輸入米に比べても安価であって、かつ香りや食味は十分であることから需要はある状況でございます。他方、生産量が需要に追いついていないという現状がございます。種子の品質向上による国産米の生産が拡大され、国内の需要を満たすことで、国産米の振興及び農家の所得向上に資すると考えております。

続きまして、2つ目の宮本委員からの御質問でございます。優良種子生産を行う技術人材の確保の見込みにつきましての御質問でございます。

先行技プロの「ポン灌漑地区における小規模農家市場志向型農業支援・民間セクター連携強化プロジェクト(MASAPS-KIS)」の対象サイトであったポン灌漑地区は、本事業の対象サイトにもなっております。米種子生産に長く従事していた農家が12軒存在しているという状況です。当技プロ内での研修をして、さらなる技術向上を図ってきたというところです。新規案件のGRIPでは、本灌漑地区のベテラン種子生産農家、そして、当該灌漑事業にトレーナーとして従事してきた同灌漑地区のGIDAのスタッフを活用して、当灌漑地区を拠点として米種子生産に係る技術支援をほかの対象灌漑地区に対して行うことを検討しております。

また、他の灌漑地区にも核となり得る種子生産農家がそれぞれ10から15軒ほど存在することが確認されておまして、こうした農家を巻き込みつつ、各灌漑地区の種子生産体制を強化し、本事業での機材整備との相乗効果を目指していきたいと考えております。

3つ目の宮本委員からの御質問でございます。アフリカにおけるこれまでの農業、

米生産における設備の維持管理、収入創出の好事例についての御質問でございます。

ガーナでは先行事例で好事例が2つほどございます。先ほど申し上げましたMASAPS-KISの案件では、研修を受けた農家は、その後、米生産において平均約3万7000円の純利益の向上が見られたという状況でございます。もう一つ、TENSUI2という案件がございますが、こちらでは農家の単位面積当たりの収益を比較したところ、技術適用農家は非適用農家に対してアシャンティ州では2.5倍、ノーザン州では4倍もの収益を上げているという状況でございます。

もう一つ、国は違うのですけれども、タンザニアでも好事例がございまして、灌漑地区で稲作を営む生産組合がJICA技プロで栽培技術の指導を受け、生産量が増加したという事例がございます。その後、ほかの援助機関の支援で倉庫、農業機械除導入の支援を得てビジネスの拡大をしているのですけれども、それらの施設、機材を適切に活用しつつ、今では独自資金で日系メーカーのコンバインハーベスターを購入して、持続的にビジネスを拡大しているという事例がございます。

宮本委員からの4つ目の御質問です。これまでの計画、「天水稲作持続的開発プロジェクト(TENSUI)」、TENSUI2、MASAPS-KISはどの程度の効果があったのかということと、今はどの程度が見込まれるのかということ、また、今回の計画との関係を説明いただきたいというものです。

こちらは先ほど御説明させていただいた内容と重複してしまう部分もございますが、GRIPにおいては、先行技プロの案件で2件、成果物をつくってございまして、それを適用することによって、この改良技術に移行することで、天水稲作で反収が倍増以上、灌漑稲作では3割増となることが実証されておりますので、同等、もしくは同等以上の効果を期待しているところです。また、双方の技術パッケージには優良種子の利用が主要素として組み込まれておりますので、対象農家の質の高い認証種子へのアクセス向上が見込まれております。改良稲作技術がより円滑に採用されることが期待されている状況です。

宮本委員からの最後の御質問です。所得水準が相対的に高い国がアフリカでほかにどこがあるのかという御質問と、あと、ガーナの債務状況についての御質問でございます。

ガーナの1人当たりのGNIは、2019年の数字ですけれども、2,210USドルとなっております。この水準はコートジボワールやアンゴラなどと同水準となっております。サブサハラアフリカ地域では、ほかにも南アフリカ、ナミビアなどが該当している状況です。IMFの2021年6月付の報告書によりますと、同国の公的債務は、2020年はGDP比78.9%と、前年は62.9%となりますが、前年から増加している状況です。2021年以降も83%から85%前後を推移する見込みとなっております。また、公的対外債務につきましても、2020年はGDP比44.7%と前年の39%から増加してございまして、2020年以降も44%台で推移

することが見込まれております。このため、IMFによる債務持続性分析でも高リスク国と判断されております。

続きまして、弓削座長からの御質問でございます。本案件を通じて、どの程度の生産量の向上が見込まれるのかという御質問でございます。

こちらは先ほど西田委員、宮本委員からいただいた御質問への回答と一部重なるところがございます。過去の実績においては、先ほど申し上げましたとおり、天水稲作では単収が倍以上、灌漑稲作では約3割増ということが実現しているということと、本事業で増産される優良種子の利用を含むGRIPで普及される改良稲作技術パッケージの普及により同等以上の成果を目指している状況でございます。

GRIPでは2万5900人の稲作農家を裨益対象と想定しております。これらの裨益対象農家の技術採用率をどこまで高められるか。また、裨益対象に技術の普及をどこまで促せるかにつきましては、今回、GRIPはコロナ禍のリモートだったので、今後、専門家が現地入りしてから詳細を検討していく予定となっております。仮に対象稲作農家の半分が技術を採用し、彼らの平均栽培面積を0.4ヘクタールと仮定いたしますと、約8,000トンの生産量の増加が見込まれます。なお、通常の直接的な支援対象稲作農家以外にも技術は広がっていきますので、実際の生産量増加はより大きくなるが見込まれます。改良稲作技術パッケージにおいて優良種子の利用は重要な要素の1つでありまして、本事業で優良種子の質、量が向上することにより、上記生産量増の達成見込みがより高まることとなっております。

弓削座長からの2つ目の御質問でございます。こちらは運営／維持管理体制に係る御質問です。

GIDA、食糧農業省の参加機関でございますけれども、サバンナ農業研究所（SARI）は環境科学技術イノベーション省傘下のカウンセル・フォー・サイエンティフィック・アンド・インダストリ・リサーチの13の研究機関の一つです。SARIはもともと食料農業省の研究機関でありまして、現在でも食料農業省と密に連携をして事業を行っています。

無償資金協力で供与機材の適切な活用、維持管理は食糧農業省、作物サービス局長が全体を統括することとしておりまして、機材のモニタリングを行う体制を構築する予定でございます。なお、並行して実施される予定の技術協力プロジェクトにおいては、日本人専門家がGIDAの各灌漑地区事務所、食料農業省、植物保護規制サービス局、あと、SARIを支援して、適切な運用・維持管理を支援していく予定でございます。

続きまして、竹原委員からの御質問でございます。約2万5900人の稲作農家に裨益見込みとありますが、こちらの数値の性質ということと、ガーナ全体の農家数のどの程度を占めているのかという御質問でございます。

この2万5900人の稲作農家を裨益対象として今回想定しておりますが、これは

ガーナ全体の農林水産業従事者が約330万人となっておりますので、その0.78%の割合となります。ただ、米農家はガーナの政策文書によりますと、29万5000世帯となっておりますので、稲作農家への裨益は高いと考えております。

最後に、田辺委員からの御質問でございます。こちらは農家当たりの平均耕作面積、あと、小規模農家や小作人の数、割合についてということです。あと、本事業が小規模農家や小作人の所得向上にどのように貢献するのかという御質問でございます。

ガーナの政策文書によりますと、29万5000世帯が稲作に従事しておりまして、稲作の平均耕作面積が約0.4ヘクタール、約1エーカーとなっております。大部分の稲作農家は小規模農家となります。

所得向上にどのように貢献するのかというのは、先ほど回答させていただいた内容と重複してしまうのですが、先行2案件の同等程度の米生産量の増加を目指しているというところでございます。

以上、御質問への回答となります。

○ 弓削座長 どうもありがとうございます。

それでは、説明者からの説明について追加の御質問・御意見があれば発言をお願いいたします。

松本委員、宮本委員、時間がかなり押しているので続けてお願いします。

○ 松本委員 手短にします。今回、ガーナの件で、二千数百ドルという1人当たりGDPにもかかわらず、やはり無償資金協力を出す理由として御説明をいただいたのですが、案件の概要書のところに、やはりどうしてこれほどの債務を抱えてしまったのか、一定の産品に輸出を依存しているいわゆるオランダ病的な体質があるようですが、こういう場合にも無償資金協力を出すというようなときの説明の仕方というのは必要かなと思っていますので、ぜひ今後、案件概要書を書かれるときに、特にこういった偏った輸出貿易構造を持っているような国で1人当たりGDPは高いけれども、実態はこうなのだという状況が分かる場合は、それを書いていただけると、議論をするときにやりやすいということです。

以上です。ありがとうございます。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

宮本委員、お願いいたします。

○ 宮本委員 宮本です。御説明どうもありがとうございます。

私のほうからは、ちょっと外側の議論というか問題提起ですが、前回のザンビア、今回のガーナもそうですが、食の安全保障、現地での雇用、輸入を減らしながら債務

を取り戻していくという観点からの農業開発協力の重要性、これは重々承知してはいますが、一方で、米国等が農業のネットゼロエミッションを進めてきています。今回もそうなのですが、機材を導入して穀物の高収量品種による生産向上、これにちょっと頼り過ぎているところはないのかなと、要は食料生産の脱炭素の視点、開発協力大綱でも地球規模で向かうべき方向を見据えた開発協力になっているのかとの点です。

私のほうの疑問としては、まず1点は農業の生産諸条件、土と水と光等、あとは化学肥料をどの程度使っていくのか、これは地域地域で異なってくると思うのですけれども、本当にガーナでお米をつくるというのが地域の実情に合致しているのかどうかという素朴な疑問です。

2つ目は、農水省が「みどりの食料システム戦略2050」を出されています。日本国内で化学肥料を削減し、有機農業の拡大の方向に大きく舵を切っており、外務省と農水省との省庁の横連携、実態はどうなっているのかという点です。穀物の価格競争力を上げて、なおかつ、環境対応を実現していく、これはデュアルチャレンジというか難しい課題だというのは重々認識していますが、だからこそ、より大きな、日本として目指すべきところを明確にして、日本独自の開発協力モデルを農業においてもしっかりつくっていく時期に来ているのではないのでしょうか。

ちょっとコメントに近い問題提起で恐縮ですが、私からは以上です。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

それでは、松本委員と宮本委員の今の御質問・コメントなどについて、事務局のほうから返答はありますでしょうか。

○ 説明者 それでは、せっかく御意見を承ったので、外務省の西野のほうから簡単にお答えさせていただければと思います。

1点目、松本委員の御指摘については、書きぶりについて工夫していきたいと思えます。できるだけ開発支援の意義がより分かるように、特に円借款などについては、どうして無償資金協力をやらなくてはいけないかという意義をより分かるように、これから気をつけていきたいと思えます。ありがとうございます。

それから、宮本委員から御指摘をいただいたのは、マクロで非常に大きな課題ですけれども、傾聴に値するというか、参考にさせていただきたい御意見だと思えますので、私の課だけでは解決できない問題ですけれども、当然、日本として環境との関係性、それから、気候変動との関係をどうしていくのか。それから、日本らしいモデルを関係省庁と連携してどう創っていくのかというのは、非常に重要な視点だと思えますので参考にさせていただいて、中長期的な課題かと思えますけれども、特に気候変動との関係は待ったなしの課題だと思えますので、考えさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

- 弓削座長 どうもありがとうございました。

(4) ケニア「ケニア中央医学研究所研究機能強化計画」(無償)

- 弓削座長 それでは、4番目の案件に移ります。時間がかかり押しておりますので、今まで御丁寧に御説明いただいて感謝しておりますが、時間のことも考えまして、簡潔に御説明をしていただきたいと思います。その後、最後にまだ個別案件に限らない間もあります。4番目の「ケニア中央医学研究所研究機能強化計画」について、説明者から外交的意義の御説明及び委員のコメントに対する回答をお願いいたします。

- 説明者 ありがとうございます。引き続き国別開発協力第三課の西野から、非常に簡単に端折って御説明させていただければと思います。

ケニアの中央医学研究所はアフリカ内、特に東アフリカにおいては評判の高い研究所ですし、今回のCOVID-19の対応においても中心的な役割を果たしている機関です。今後、感染症というのはアフリカに限らず世界的な課題だと思っておりますので、この優れたケニアの機関に対して施設の拡充、それから、機材供与を行うことによって、将来の感染症対策等を考慮しつつ、同機関の健康危機対応能力を高めていくことを目的とした計画を立案させていただいてお諮りしている次第です。

この保健分野での支援の重要性というのは皆さんお分かりかと思っておりますけれども、ケニアは東アフリカの中核国として非常に重要な国でありますし、あと、東アフリカにおいてケニアは内陸国への海の玄関口であるモンバサ港とともありますので、我が国をはじめとする諸国で推進しております自由で開かれたインド太平洋の実現においても、アフリカにおいて非常に重要な国かと思っております。

それから、保健分野、特にユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）についてはTICADでも優先的な分野とされておりますし、UHCを推進していく上で、やはりケニアはその中心になりますし、ケニアの能力を強化していくことで東アフリカ全体でのUHCの推進につながっていくかと思っております。ケニア自体もUHCにコミットしておりますし、この分野、特に今、COVID-19が世界で猛威を振るっている中で、この機関の能力を高めていくことは非常に重要かと思っております。ありがとうございます。

委員の質問に対する回答については、簡潔にJICAのほうからお願いいたします。

- 説明者 JICAアフリカ部の江上から御説明いたします。

まず、西田委員からの御質問は、新興感染症対策を含む健康危機対応において、こ

の案件以外にほかに地域としてどのような取組があり、課題があるのかという御質問です。ほかの主要ドナーによる地域横断的な支援状況は何かという御質問をいただきました。

これについて、JICAは地球規模課題で健康危機対応を強化する健康危機対応能力に向けたグローバル感染症対策人材育成ネットワーク強化、略してPREPAREと頭文字で呼んでいるのですけれども、それを推進しています。

このPREPAREはこれまで感染症拠点ラボへの協力アセットを生かしまして、1つ目に感染症拠点実験検査室ラボの拠点機能の強化。それから、2つ目に感染症対策人材の育成。3つ目が、地域国際イニシアチブへの貢献、これら3つに取り組んでいます。

本事業が対象とするケニア中央医学研究所（KEMRI）については、ガーナの野口研とともにアフリカ地域における拠点ラボとして位置づけられています。この拠点ラボのKEMRIでは、東アフリカの周辺国から研修員を受け入れていまして、私たちは第三国研修と呼んでいるのですけれども、東アフリカ地域における国際的な脅威となる感染症対策に係るラボ能力強化を実施しています。

加えて感染症について、日本で学んでもらって、幅広い知識と技術、グローバルな俯瞰力を備えて、教育研究の推進と感染症対策でリーダーシップを発揮できる国際的リーダーを育てるために、日本の北海道大学、長崎大学において、アフリカ全土から留学生を招いて勉強してもらおうというものを2017年から取り組んでおります。

また、主要ドナーに対する地域横断的な支援としては、結核、マラリア、HIV、エイズなどに対する個別の疾病対策に加えまして、サーベイランスや検査室ネットワークの強化など、疾病横断的な取組が行われるようになってきています。特に2014年のエボラ出血熱の流行を契機に、域内の感染症対策の強化のためのアフリカ疾病対策センター（AfricaCDC）がアフリカ連合（AU）によって設置されました、JICAは、このAfricaCDCとの連携を推進しておりまして、専門家の派遣を今年から開始しております。WHOは技術的支援、域内調整、それから、東アフリカ地域を対象とした公衆衛生検査やサーベイランス強化支援などが実施されています。

また、2つ目の質問として、他機関との連携で、共同研究との連携とはどのようなものかというのがありましたが、この共同研究との連携という意図について御説明します。直接的に共同研究と、お金を出し合って連携するというものではなくて、本事業によってKEMRIでより多くの共同研究ができるということを支援するのが私たちのこの事業の趣旨です。

国内外の研究機関はKEMRIとの共同研究を通じまして、研究自体の成果及びKEMRIの人材育成に貢献してはいるのですけれども、実験に必要な資機材がKEMRIの中にない場合は、共同研究機関のあるケニア国外に検体を持ち出して実験・研究を進めるというケースもあります。それが本件の事業によって施設機材が充実する

ことで、KEMRI内で実施可能な実験の幅が広がって、共同研究を通じた研究成果の発現、それから、現地の人材育成が一層進むということ、それから、先ほど西野企画官からも御説明があったように、KEMRIが今後東アフリカ地域の中核拠点としてさらに発展するということを支援するという形の意味で連携という言葉を使っております。

続いて、松本委員の御質問です。実験のステータスが変化するという事だけでも、プロジェクトの数の増加ということはどういうことでしょうか。質的な強化としてどのようなことがありますかという質問については、まず数を今回上げていることについて、既存のバイオセーフティーレベル（BSL）3の実験室では手狭なことから、一つの研究プロジェクトでBSL3ラボを一定期間占有せざるを得ず、並行して複数の研究プロジェクトを実施できないことが課題となっています。これによって共同研究の数が増えないということがあるのですけれども、本事業を通じて実験室を増室することによって、複数の研究プロジェクトを同時期に並行して実施できることになるので、本事業では共同研究室の増加を成果の指標としています。

また、質について申し上げますと、実験室スペースが広がることで、研究に必要なより高度な機材を設置できることで、例えば遺伝子解析とか性状分析がより詳細にできるといった研究の質の向上が期待できるものです。

続いて、宮本委員の御質問は、今の実験室での研究の内容とレベルを教えてくださいというものです。

1つ目については、主にHIVとかエイズ対策といったものであったり、新型コロナウイルス感染症対策の研究が進められています。具体的にはバイオマーカーの探索や既存医薬品の新たな適用可能性に関する研究等がなされていて、これらは国際的な論文としても投稿できるレベルと聞いております。

それから、共同研究についての御質問ですけれども、資金はどうなるというところ、KEMRIは他機関から共同研究先として選ばれていて、KEMRIが外部資金を獲得して共同研究を実施しています。また、KEMRIも一部費用負担を行っています。

それから、3つ目の御質問で予防及び衛生改善策についてどうかというものは、ケニア政府はコミュニティーにおけるヘルスワーカーを通じた感染症の予防啓発や水衛生の改善などに取り組んでいます。それから、保健省というのは平時から各種感染症のサーベイランスを行っておりますし、その中でもKEMRIというのが国、あるいは地域全体における感染症の早期発見、それから、早期封じ込めを強化する役割を担っています。

続いて、弓削座長からはBSL3実験室が手狭なことによる制約は何かというものでありますけれども、先ほどの松本委員からの質問で御説明したとおりです。

それから、本事業のプロジェクトの後、既存の人材でも十分効果は発現するのかという御質問については、併せて実施する予定の技術協力プロジェクト、KEMRIの

研究能力評価をするプロジェクトが採択されたところです。技プロと無償の連携をすることによって、御懸念も全くないものと考えております。そもそもKEMRIは長年日本の協力で、かなり能力は強化されてきた機関です。

続いて、竹原委員の御質問です。西田委員と同じく地域での研究機関との連携によってどんな効果、より効果的な活動を行う計画があるかというもののなのですが、第三国研修で周辺の拠点施設からKEMRIに研修生を招いて、地域全体の人材育成をつくるというものを進めています。

また、先ほど弓削座長からの御質問のときにもちょっと触れました同時に採択された技術協力プロジェクトでは、東アフリカ各国の研究機関等との研究ネットワークを強化する活動も盛り込んでいます。

それから、田辺委員の御質問です。ここも松本委員と同じ数と質の成果の御質問、それから、無償資金協力の予算が限られている中で、無償資金協力で研究助成を優先した理由は何かというものです。

これは連携と使い方がちょっと誤解を招いたことはあるのですが、本事業が直接的に研究助成をするものではありません。施設機材整備によって研究環境を充実させることで共同研究数が増加します。それがひいては研究と人材育成の機会を拡大します。今のKEMRIは共同研究数が伸びないような手狭な制約、手狭なことで機材が十分置いていないというものを改善する予定です。

それから、御懸念の研究の質については、直接日本側がチェックするというものではないのですが、常にKEMRIの中で倫理委員会というものがあまして、そこで審査を通ったもののみが研究事業、共同研究として採択、実施されるというような仕組みができています。この倫理委員会では医学的な倫理面のみならず、研究の有効性も審査しておりますので、ケニア側による審査、モニタリングプロセスを通じて、一定の質の確保が確認された研究が行われていると考えています。

最後に、道傳委員からの御質問は、パンデミックによって研究所の活動がどのような制約を受けているのでしょうかというものでした。

これについては、説明の中で触れました第三国研修、周辺国から研修員をKEMRIが受け入れて育成するというような活動が、やはり制約を受けています。コロナによる渡航制限を受けているので、できていない部分はあるのですが、逆にケニア国内を対象に実施してきましたし、また、2021年度、今年度からは、何とか再開できるのではないかとということで渡航可能性を検討しております。

最後に、共同研究についても影響はやはり受けております。渡航が難しいというところではあるのですが、それでも、長崎大学とかAfrica CDCは、新型コロナウイルス感染症に係る検査、研究を通じた連携が進んでいて、逆にコロナ禍であっても、ゲノム解析や新興感染症の検査・診断、ワクチン開発等の研究の深化につながっているのが現状です。

以上、駆け足になりましたが、江上から御説明いたしました。

○ 弓削座長 どうもありがとうございました。

それでは、説明者からの説明について追加の御意見・御質問があれば、発言をお願いいたします。挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

2 個別案件に限らない問（人材育成奨学計画（JDS））

○ 弓削座長 それでは、最後ですけれども、個別案件に限らない問について、説明者から委員のコメントに対する回答をお願いいたします。

○ 説明者 企画部の安藤でございます。

JDS、人材育成奨学計画、今回6本出ているのですけれども、それについての全体概要、それから、課題について説明するよというところで、西田委員から御質問をいただいております。

JDSは2000年度に開始されました無償資金協力による留学制度ということで、大学院レベル、修士、博士課程などの留学生を受け入れるということで、2020年までの21年間で18か国、5,000人を超える留学生を受け入れてきております。対象国は、一番最初は、アジアの市場経済移行国、ラオスとかベトナムとか、そういうようなところの人文系の留学生を教育するところから開始されまして、そのほかのアジア諸国、そして、アフリカの国々に拡大をするということで、現在は19か国に対して事業を行っております。

事業の目的ですけれども、当該国のリーダーになる優秀な若手行政官を育成すること、そして、親日家、親日派という言い方もしますけれども、そういう人たちとして日本のよき理解者として、両国の絆として貢献していくと、そういう2つの開発的な意義と両国間の関係強化ということを基としているという認識でおります。実績としても部長以上になっている人も非常に多ですし、局長級、それから、大臣、副大臣、次官とか、そういうようなクラスも相当数出ております。そういう方々に非常に活躍をいただいているというところです。

今回、19か国あるうちの5か国、それから、新しい国のセネガルの6か国についての協力準備調査ということでお諮りしているわけですけれども、4年を1タームにしまして、4年ごとに協力準備調査をかけて、それぞれのニーズを再確認する。それで、4年またプログラムを実施して見直すことを繰り返すということで、報告数と調査件数が違うという状態です。

まず課題のところですが、課題はずばり言うと、人材の争奪戦になっている

ということで、英米はもちろんなのですが、中国、韓国などもこういうプログラムに対しては非常に力が入っていて、そこのある意味、来ていただくところからの争奪戦になっているというところが一番大きな課題で、それは何をしなくてはいけないかという、営業活動をきちんとすることと質を上げるということです。営業活動のところは、いろいろな役所を回って、やはり有望なホープにぜひ来てくださいという話をきちんと誠意を持って話すことにかなり尽きるような気がします。

それから、質の部分は、日本の大学は人文系の英語教育ができるところというのが、それほどクオリティーがどうなのかというところは、もともと長い課題としてあって、そこをしっかりとやっていただくということが一つと、そういうことをしっかりとやっていくためにも J I C A も共同プログラムというものをつくって、日本の開発経験だったり、日本の教育システムだったりとか、戦後、明治維新、いろいろなものを取りそろえて共通プログラムをつくって支援をしていくというような取組をしています。

あとは恐らくフォローアップというのがすごく重要で、帰られた後に、短期的な政策研究を実は大学とネットワークをつなげて、ちょっとお金を出すことによってフォローアップをするとか、そういうようなことも取組を始めていますし、今、DXの時代ですので、そのようなことを非常にやりやすくなっているので、しっかりとやっていきたいと考えているところでございます。

J I C A からは以上です。あと、外務省からのお答えがあると思います。

○ 山崎課長 外務省の開発協力総括課長をしております山崎文夫と申します。

松本委員から御指摘いただいている案件概要書の表記に関する御指摘、ありがとうございます。御指摘を踏まえて分かりやすい概要書の作成に努めていきます。

また、松本委員から御指摘いただいている2つ目の点、人材育成奨学計画の事業の効果検証という報告書が2020年2月に J I C A から出ています。そこではどのようなポジションに就いたかで成果を特定しているように見受けられるけれども、そこで指摘されている成果や教訓を踏まえ、また、外務省の考えを案件概要書に書いてはどうかという御指摘です。

これについてでございますが、この報告書、この事業が始まってから約20年のときに成果検証、教訓等を目的として調査をしております。定量成果の指標として、委員が御指摘いただいた役職率に加えて学位の取得率、また、公務員の現職率を用いて、開発課題の解決への貢献、また、二国間関係強化への貢献などを評価してございます。

外務省としても、この事業、開発課題解決への貢献と、あと、二国間関係強化への貢献の双方の視点から効果を検証すべきと思っています。ここの報告書に指摘されていることに加えて、国ごとに J I C A と大使館が連携して、効果の検証を行った上で協力準備調査に生かしておりますので、この P D C A サイクルを強化するという観点から、こうした検証、評価、教訓をどのようにこの案件概要書に反映することができ

るか検討していきたいと思っています。

また、宮本委員から、2020年6月に、年に一度、このJDS事業の全体のレビューを実施することを検討してはどうかという御指摘をいただき、会合の場でぜひ機会を設けさせていただきたいと答えている点について、現状でございますけれども、近くJDSのスキームの今後の方針というテーマで、JDSについて全般的な議論を行う場を設定したいと思っております。ただ、このJDS自体は国ごとに案件を策定していますので、この適正会議では国ごとに案件を取り上げる必要がありますけれども、近くそういう全般的な議論のできる場をつくりたいと思っています。

以上です。

○ 弓削座長 どうもありがとうございました。

今の説明者からの説明について、追加の御意見・御質問があれば発言をお願いいたします。

松本委員どうぞ。

○ 松本委員 まず御礼を申し上げます。ありがとうございました。

その上で、やはり5,000人も留学しているということもありますので、一方で一つ一つの案件として取り上げるのは非常に難しいものですので、宮本委員も御指摘されているように、全体として一度ぐらい取り上げるというやり方を御検討いただくとありがたいなと思うのと同時に、やはり政府の中にポジションを得た人がいればよいかどうかというのが、これは外務省的にはそうかもしれませんが、例えば民間の中にそういう人を育てるということが、今、中国とかいろいろな国との競争の話もされていましたが、そういうことはどうなのかとか、もう少し幅広にJDSの可能性について議論するということはあってもいいのかなと思います。いずれにしても御説明ありがとうございました。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

続けて、宮本委員、お願いいたします。

○ 宮本委員 御説明ありがとうございました。

私のほうは先ほどのコメントの延長にも近いのですが、外務省と文科省との横連携です。優秀な奨学生というか留学生の取り合いになっている中、受け手である日本側の大学が個別に御対応されているというお話がありました。日本の大学自体、言葉は悪いのですが、ちょっと元気がない、多少埋没感が出ているのではと心配しています。一方で、この人材育成奨学計画に沿った優秀な留学生が既に19か国から5,000人にも達しているという状況です。日本の大学にとっても、これから、どんど

んグローバル人材を育成していこうというときに、多様性含めて、本当に優秀な学生に来てもらうことによって、もっとレベルアップできるのではないのでしょうか。

より質の高い協力支援を狙いながら、外務省と文科省の連携を強めて、大学と時間軸を含めたビジョンというか目標を共有しながら、この人材育成に取り組むと、より高い次元の開発協力というのができるのではないかなと、人づくりをやるのではないかと思った次第です。

以上です。

- 弓削座長 ありがとうございます。

今の松本委員と宮本委員のコメントについて、事務局のほうから返答はありますでしょうか。どうぞよろしくお願いします。

- 山崎課長 ありがとうございます。両委員からの御指摘も含めて、近く全般的な議論を行う場を設けたいと思っておりますが、松本委員の御指摘の民間の中に育てるという観点も確かに、例えば学位の取得の率を見てみて、日本で学んだことをどれだけちゃんと理解した上で戻ってきているかとか、あるいはそういう人たちがどれほど、それぞれの職場で、日本で学んだことがいいと思っているのかとか、そういうことも含めて議論ができるような材料をできる限り集めて議論できるようにしたいと思っております。

また、宮本委員が御指摘の外務省と文科省の横の連携、まさにJICAの大学院連携などのように横串を通じたより高い質の事業を提供するような取組もございまして、そこは関係する省庁と接触する機会も含めて、何が工夫できるか検討していきたいと思っております。

以上です。

- 弓削座長 どうもありがとうございました。

3 事務局からの連絡

- 弓削座長 それでは、この議題を終えて、次に事務局から連絡事項について発言をお願いいたします。

- 山崎課長 次回の会合は申し合わせどおり、10月26日火曜日に開催したいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

以上です。

○ 弓削座長 どうもありがとうございます。

時間を少し超過してしまって申し訳ありません。大変活発な御意見・御質問をいただきまして、また、御丁寧な御説明もいただきまして、どうもありがとうございます。

以上をもって、第58回開発協力適正会議を終了いたします。皆様どうもありがとうございました。